

# 景観法の届出を お忘れなく。

上尾市内専用  
景観法による届出のご案内

景観法に基づく埼玉県景観条例が上尾市全域に適用され、一定規模以上の大規模の建築物、工作物では届出が必要となります。埼玉県景観計画による景観形成基準を遵守してください。

なお、上尾市は県の景観計画区域の中で「一般課題対応区域」に含まれ、用途地域がある地域は「都市区域」、用途地域がない地域は「田園区域」に該当します。

## 次の場合は届出が必要です。

建築物	高さが15mを超えるもの 又は 建築面積が1000㎡を超えるもの	・新築をするとき ・増築をするとき ・外観を変更する修繕、模様替え ・色彩の変更（塗り替え等）
工作物	高さが15mを超えるもの	

○改築、移転も届出が必要です。

○外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更は、立面のうちどれか一つの面積の3分の1を超える場合にのみ届出が必要です。

○市内全域が対象です。

## 事前協議制度を活用しましょう。…着工時期を早められます。

景観法では、届け出てから30日経過しないと工事に着手できないと規定されています。これを行為着手制限期間といいます。埼玉県では、この期間を短縮する制度を設けました。正式な届出を行う前に、あらかじめ市の担当者との計画について景観上の協議を行い、協議が整った物件については、行為着手制限期間を、30日間から7日間程度まで短縮するものです。（※その内容が景観形成基準に関して支障がない場合に限りです。）これが「事前協議制度」です。プランが決まったら、できるだけお早めにお知らせください。

届け出てからの行為着手制限期間… 30日 ⇨ 7日程度

## 必要書類は下記のとおりです。…2部提出してください。

景観計画区域内における行為の届出書  付近見取図  カラーで周囲状況が分かる現況写真  
 配置図（隣接する土地の建物等の種類も記入）  景観形成基準対応説明書  各立面図（着色。外観の材料も記入）  委任状（代理人が届け出る場合のみ）

この他に、事前協議を行う場合は  届出対象行為に係る事前指導等の申出書

